

第百四十六回国 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第四号

平成十一年十二月七日(火曜日)

午後二時十五分開会

委員の異動

十二月六日

辞任

山下 善彦君

今泉 昭君

吉岡 吉典君

吉川 春子君

十二月七日

辞任

岩佐 恵美君

補欠選任

阿南 一成君

小川 勝也君

須藤美也子君

岩佐 恵美君

補欠選任

吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 芳男君

理事

大島 慶久君

谷川 秀善君

三浦 一水君

吉村剛太郎君

佐藤 泰介君

藤井 俊男君

森本 晃司君

富樫 練三君

日下部権代子君

委員

阿南 一成君

岩永 浩美君

海老原義彦君

大野つや子君

亀谷 博昭君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

田浦 直君

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

政府参考人

科学技術庁原子力局長

文化庁次長

近藤 信司君

興 直孝君

直藤 信司君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○中央省庁等改革関係法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○国立公文書館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通信総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人消防研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人酒類総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人大学入試センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立女性教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立青年の家法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立少年自然の家法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立言語研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立科学博物館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立健康・栄養研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人産業安全研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人産業界総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農林水産消費技術センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人種苗管理センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人家畜改良センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人肥料検査所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農薬検査所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業者大学校法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人林木育種センター法案(内閣提出、衆議院送付)



ち税関が関与したのが五百四十四キログラム。大麻は九二・一％で、国内三百五キログラムに対して税関が摘発したものが二百八十一キログラムとなっておりまして、いわゆる水際での摘発で税関の第一線が大きな力を発揮しております。

恐らくこれ以上のものが国内に入っているかもしれない、あるいは水際で押さえ切っているのかもしれない、わかりません。しかし、国内に入つたものを警察が押収するとなると大変な労力を必要とするということはだれしも想像できることとあります。

さて、この状況下での税関の体制について見ると、事務部門の機械化ないしはコンピュータ化が進められているようですが、税関業務量は昭和六十三年を一〇〇とする平成十年は、輸入許可・承認件数二二〇、入国旅客数が一八九、郵便物輸入検査呈示個数が一五七などになっておりまして、総定員は同じく昭和六十三年を一〇〇とすると平成十年は一〇七であります。まさに、業務量と比較しての定員状況の厳しさということがあらわれております。

私は、これらの事実を実は財政・金融委員会の視察の中で聞きまして、大変な関心を持つておつたわけでございます。今日、第三次覚せい剤乱用期と言われておりますけれども、過去のそれと比較して驚くべき質、量とも悪化をしております。他の一般業務の拡大に比べまして、定員の不十分さもさることながら、日本社会のまさに安全と安定に直結している不正薬物の流入状況を見たときに、私としては現状は見過ごすことができない体制の不備と不十分さを感じるわけであります。

私は、財政・金融委員会の調査でそのことを知った後、財政・金融委員会でも二回ほど大蔵大臣に見解をお聞きしました。大蔵大臣はその都度、税関の果たしている社会の安定のための役割を評価されて、定員について前向きに検討する旨を答えてくれたわけですが、実態はなかなかさういふふうに進んでおりません。大蔵大臣の考え

方が生きておりません。

現在、公務員全体の定員の見直し状況にあることは承知しておりますけれども、税関の第一線の状況を正確に認識されて、不正薬物摘発の体制強化に向けた何らかの対応が考えられるべきだといふふうにご存じます。

そこで、まず、大蔵政務次官にどのように考えておられるか、このことをお聞きしたいと思います。その後で、定員を管轄しております総務庁長官から考え方をお聞きしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。伊藤先生には、過去二度にわたり大変に税関について温かい御理解をいただいております。もつて御礼を申し上げます。

その上で、大臣の考え方と全く異なるところはないわけでございますが、私も実は港町の出身でございます。十月五日に就任させていただきました。二十六日だったと思っておりますが、下関税関支署、それから太刀浦の田野浦出張所と見てまいりました。大変にいい経験をさせていただきました。現場の方本当に大変だなど、汗まみれになって船の中に入つていろいろなことをやっていると、現場で見させていただいたわけでございます。

先生御指摘のように、覚せい剤、麻薬等大変大きな問題になっておまして、これを水際で取り縮まると、一層強化していくということで国民の期待にこたえていくというのは大変重要なことであるといふふうにご認識をしております。

税関におきましては、先生がおっしゃったように、業務量の方はどんどんふえていっておりますが、その中で従来から事務を重点化したり機械化したり効率化の努力をいろいろとやっております。一方で、定員管理が厳しい中で必要な定員の確保に最大限努力をしております。要求官庁であると同時に全体も見なさいかめといふところもあつて、なかなか難しいところではございますが、先生方の応援もいただいで、大変温かい応援をいただいておりますので、大変厳

しい定員管理のもとではあります。実態に即した税関の定員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○国務大臣(橋本龍五君) 伊藤基隆議員は、長年の間、全通の書記長から委員長になられたと。したがって、公務員の定数管理がどういふものであるかといふことは百も承知のことだと存じます。

そしてまた、ただいま具体的な数字を挙げまして、青少年をむしばむ薬物、そういうものが大量に水際で押収されているという事実を示されました。

この大変な数字を聞きながら、税関の皆様が、あるいは警察、海上保安庁等々が必死になつて水際で押収のために頑張つておられるという姿を伺いながら、実は、定数管理の責任者として思いをめぐらせてまいりました。

ただ、御案内のように、大変厳しい定数管理の中にございます。小淵総理が国民の皆様様に公約されました二五％の削減を目指して十年間で頑張ると、これは国民に対する公約でもございます。伊藤議員御案内かと存じますけれども、平成六年から平成十一年にかけて税関の人員は、特に監視の部分でいえば二百八十人の増でございます。非現業がこの五年間で二千八百五名削減されている中で二百八十人の増というのは、私は大変監視が重要であるという意味で査定当局が踏ん張つたなという感じをしております。

しかしながら、今、再度具体的な数字を挙げてお示しされました。これから定数査定の中で御意見を十分生かしながら、なおしかし、私どもは査定の権限と同時に実は監察業務をやっております。その監察業務の中でかつて五年前に税関の業務監察を行いました。その結果、二百二十カ所ある支署に対して六カ所ぐらいは廃止を検討してもいいんじゃないかという報告が近く出される予定であります。そうなりますと、その数、人員も監視の方面に回していんじゃないか。したがって、今、業務量を精査すると同時に、必要な部署に人間の増配置を図るといふこともあわせ考えながら

本件に対処してまいりたい、このように存じます。

○伊藤基隆君 私は、今、大蔵政務次官と総務庁長官の答弁をお聞きしまして、前向きに検討されることとお伺いしたつもりでおります。どうかよろしくお願ひします。

大蔵政務次官は、自後私の質問の中にございませので、委員長の許可を得てどうぞ、結構でございます。

さて、独立行政法人について総務庁長官のお考えを順次お聞きしたいと思ひます。今回の我が国の行政改革が進められる段階でイギリスの行政改革が一つのモデルとなつたといふふうな昨日の議論でもございまして、イギリスの行政改革はサッチャー首相がよく引き合いに出されますが、実際に推進したのは一九九一年に就任したメージャー首相でございます。メージャー首相は、それまでのサッチャー首相による専ら財政的、経済的效果をねらつた行革手法を思想的に見直して、公共サービスの質の向上を

思つたことを行革の最大の目的といたしました。これを具体的に示したのが九一年九月に提唱した市民憲章、すなわちシチズンズチャーターであります。当時、タイムズはその報道の中でマグナカルタ以来の大改革という評価をいたしました。この市民憲章では、住民あるいは国民といふものをそれまでの政治的な主体という位置づけからさらに前進させて、国民を経済的な主体として位置づけました。すなわち、国民を公共サービスの消費者として位置づけ、その消費者たる国民が公共サービスの水準を決定し選択する権利を有するとしたわけであります。

今、品川区で小学校の選考といひますか、自分の子供をどの学校に入れるか選択権は親にあるという試みがなされておりますけれども、当時、イギリスでも学校の業績評価を公にして、保護者が小学校の選択権を持つというものが導入されました。ごみの収集は何回行うという公約をして、それができなかった場合には、あらかじめ払つた

料金といいますが税金のその部分というものを返すというようにも検討されて、実施されたかどうかその辺は私も知りませんが、学校のことなどは実施されたようでございます。すなわち、行政権を官僚機構から国民の手に戻す、ここにマグナカルタ以来の改革の改革たるところがございまして。その上で、行政改革の原則やメカニズムをわかりやすく国民に具体的に提示したわけですね。

イギリスの行革についても、さまざまな評価はあるわけでありまして、少なくとも国民が公共サービスの消費者であり主権者であるという考え方は我々も共通の認識として持つべきではないか。この市民憲章を長官ほどのように考えておられるか、我が国の行政改革にどのように国民が消費者たる主権者であるということをとらえていくかという点について、この点についての認識をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(統訓弘君) 伊藤議員御指摘の、まさにメイジャー首相の考えが私どもの今回の行政改革の根底にあることは御指摘のとおりであります。主権在民というのが我が憲法の中にちゃんと明記されております。そして、主権者である国民の皆様に対して情報を公開し、そして効率的な行政を営む、これは当然のことでありまして。今御指摘の精神を生かした今回の行政改革をぜひ御理解賜りたいと思存いたします。

○伊藤基隆君 ただいまの答弁で、独立行政法人という制度を導入することは、すなわちより有効なより国民の要請にこたえた行政サービスのために行うという御答弁であったと思っております。さて、この独立行政法人はイギリスのエージェンシーが原型となつていてということであるようですけれども、エージェンシーそのものが日本の特殊法人のイギリス型、日本の特殊法人をモデルにしてイギリスが検討されたものだそうでございます。こちらから出ていって帰ってきたということでありまして、すなわち、エージェンシーは国民のニーズにこ

たえるための公共サービスの質の向上を図ることを最大の目的としているわけでありまして。そして、その実現のためにエージェンシーの長に大幅な裁量と自律性を付与するとともに、これまで官僚機構によって縛られてきた国民の才能、公務員の才能を解き放つて、活動力、熱意、イニシアチブ、アイデアを十分に発揮させようとするものであります。

しかし、独立行政法人通則法を見る限り、このエージェンシー制度の趣旨が本当に生かされ得るのか甚だ疑問であります。すなわち、極論すれば、日本版独立行政法人とは、冒頭の質問でも言いましたが、画一的な言いまじりか、公務員減らしの便法として導入されたようなものではないかという批判もあるわけでありまして。魂を入れずに形を変えてみても結果は目に見えておるのではないだろうかということで、以下具体的にお聞きしますけれども、総務庁長官に独立行政法人の目的、運営方法の基本的な考え方について、まずお聞かせいただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(統訓弘君) 今、伊藤議員が英国流のエージェンシーの日本版だと、こんなふうな解説されました。そしてまた、エージェンシーのいいところも今御披露されました。私もその理想に向かつて実は独立行政法人化することによってあります。しかしながら、今、形はできただけでも魂が入らないんじゃないかと、こういうお話でございますけれども、形を整えてしかる後に魂を入れていたいただきたい。これは、独立法人化された後の、例えば理事長なり理事なりあるいは監事なり、そしてまた働く人たちの意欲、そういうものが引き出せるような仕組み、この仕組みができて上がるわけですから、その仕組みの妙を大いに生かしていただく、そして今御指摘のような英国流のエージェンシーにまさるとも劣らないような、そういう運営の妙を果たしていただきたい、こういうふうな思っています。

○伊藤基隆君 今の答弁でさらにお聞きしたいわけでありまして、一定の事務及び事業を国家行政組織から切り離し独立行政法人を設立すると。国がみずから主体となって直接に実施する必要なな事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせるためにあえて国家行政組織から分離して法人に実施させるのでありますから、国家では無理で、法人という主体にできない仕組みが内包されていると考えられます。国家ではできないが、法人にすることによって初めて可能となる仕組みとはどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(統訓弘君) 今いみじくも伊藤議員がおっしゃいましたのは、例の中央省庁等改革基本法の四十条、そしてまた、それを受けて独立行政法人通則法の二条二項に今の趣旨がございまして。その趣旨のつとつて、今回私どもは独立行政法人化したわけでありまして、いざいざにいたしまして、そういう一つの基本的な取り決めがございまして。その基本的な取り決めが合ったものが独立行政法人化されたということによって御理解をいただきたいと思います。その上は、先ほど御指摘がございましたような、エージェンシーにまさるとも劣らないような、そういう運営の妙を生かして国民の皆様への御期待にこたえらる、こういうふうなことを思っています。

○伊藤基隆君 法にのつとつて、その目的に沿うものを行政法人化したと。しかし、独立行政法人のほとんどが研究所であります。研究機関の自主性と何なのか。国立研究所が自主的にその研究成果が財政的な自律性を獲得できる見込みはあるのか。ないとする、どこが自主的な経営になるのか。予算の移用、流用、繰り越しとか自由度が与えられている。人事の処遇の自由度が増し、それでいて国家公務員としての身分保障もあるという、研究機関にとつて都合のよい条件ばかり並んだので独立行政法人になることを各組織は承認しただけではないのか。そもそも、予算を与えられる中で効率性を追求

しようとする自主性はどこから生まれてくるのか。予算を節約すれば、その節約部分で給料をアップさせることも認めるといふのか。結局、目標を達成するというノルマを課せられ、予算を消化しつつ目標を達成するだけの全く他動的な組織でしかならなくなるのじゃないかという疑問があります。これについてどのようにお考えですか。○国務大臣(統訓弘君) その疑問に答えることこそ英国流のエージェンシー化であります。

○伊藤基隆君 時間がなくなってきました。私は二十五分の予定でございます。まだ聞きたいことはいっぱいありますけれども、また別の機会にお聞かせいただくことにして、これで終わります。ありがとうございました。(拍手)

午後三時四十三分休憩

午後三時三十分開会  
○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。



要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うとしっかりと法律で明記されているわけなんです。これは財務省だとか大蔵省に共管とさせようとするのがまさにこれなんです。

○政務次官(林方正君) はい。御答弁させていただきますが、まず金融危機対応会議は、これは実際に先ほど申し上げましたように、発生した金融危機に対して、個別具体的にこの金融危機に対してはどうしようということを総理がここに諮問されて逐一やるということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、いわゆる一般論としてそういうことが起こった場合にどういう制度にしておくかという、いわゆる企画立案とは違うものというところでございますから、そういう整理をしておるというところでございます。

○内藤正光君 どうもはつきりしないわけなんです。では、もうちょっと観点を言いますと、今回の省庁再編の基本理念の柱の一つに内閣府の機能強化というものを通じて政治主導を目指すとしたことが一つにあると思うんですね。

つまり、具体的にこの場合で言うならば、金融危機対応会議というものの存在意義を高めて、そこが主導権をとっている財政を動かすのだとかそういうものを決めていく、これが今回の省庁再編の基本理念の一つじゃなかったのですか。この基本理念が財務省やら大蔵省が共管とすることでは私かなりばやけてしまったというよう

に思えるんですが、いかがですか。  
○政務次官(林方正君) 法律の趣旨一般ということになりますと、私の答える範囲をちょっと超えてしまっているのではないかと思います。先ほどお話しになった金融危機対応会議そのものについても実は行政改革の準備をする方の部署がありますので、そこが全体的な仕切りをやっておるということでございます。

先生が今御指摘になったことは、政治のリーダーシップということで今回のいろんな改革も踏まえて我々もやっつけていかなければなりませんし、大蔵省にも我々政治家が入っているいろいろなやっつけていくことでありますから、政治のリーダーシップを我々も一生懸命確立してまいらなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○内藤正光君 どうしても金融危機対応会議と大蔵省あるいは財務省との仕事の区分けが私にはちょっと理解できないんですが、教えていただきたいと思っております。財務省、金融庁として金融危機対応会議、それぞれの役割をちょっとわかりやすいように説明していただけますか、金融危機対応という観点に絞って結構です。

○政務次官(林方正君) 済みません、ばらばらと答弁しているものですから、包括的な答弁になっておらないということで、舌足らずだと思っておりますが、先ほどからいろいろ別々にお答えしているように、財務省は財政、要するにお金を出す立場として、それから金融監督庁は新しく金融庁になります、これはいわゆる金融を所管しているという立場で行政を行っていく。

今、御指摘のありました金融危機対応会議というのは、先ほど申し上げましたように、個別の金融危機が発生したときに総理の諮問によって、その個別の対応を諮問に応じてどうしていかうかというところをそこで話し合っているというふうにお聞きになります。御指摘のありました金融危機対応会議と

金融庁、当分の間財務省が金融危機対応を共管として担っていくということなんです。この当分の間というのは、ずっとですか、恒久的に。  
○政務次官(林方正君) 先ほど申し上げました仕切りは、当分の間ということではなくて恒久措置ということになっております。

○内藤正光君 通産もお呼びしておりますので、時間も迫ってまいりましたので、これはまた後日の総括でいろいろお伺いをさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、経済産業関連で通産省にお伺いをさせていただきます。独立行政法人については、通則法第三十五条によりまして、こうあるんです。主務大臣は、中期目標期間の終了時点で当該の独立行政法人の業務を継続させるかどうか、その必要について検討を行い、必要があれば所要の措置を行うというふうにあるわけですか。

ところが、こういったものを評価する評価委員会そのものが主務省内に、ここでいけば経済産業省内に置かれて、外部から見ているとどうも何か検討の基準が極めてあいまいと言わざるを得ないわけなんです。そこでお伺いしたいのは、業務の改廃を含めて見直すというんですが、どういうときに見直すのかとかという、そういう何か見直しのための明確かつ客観的な基準というものは設ける方向なんです、教えてください。

○政務次官(細田博之君) 独立行政法人制度は、いろいろな議論を踏まえてできた制度でございます。その中で我が省は非常に積極的に非公務員型の二つの独立行政法人も提示して、そしてこれはいわば中期にわたって予算、運営、管理もできるとか、そうして法人の管理あるいは予算の管理についてもできるだけ緩やかな効率的なものにしようという形で考えているわけなんです。

他方、もう一つの国家公務員型の独立行政法人もあって、この辺をどういうふう整理しては思いますけれども、私は基本的に主務大臣が中期目標を課して、当初の目的、私が今申し上げましたように、できるだけ行政の効率化を図ること、そしてお金を、特に税金を使うところも大きいわけでございますので、有効に使いやすくする。他方、評価も、これまでは特殊法人などの場合には、業務についてはそれぞれ許認可がある、年度予算でがちりと押さえられておるといようなことで非常に動きにくいような制度でもあったんですが、緩やかにするとまたこの業務の評価をどうするかというところはなかなか難しいわけでございます。

したがって、それらも含めまして、民間の外部の方あるいは学者の方も含むと思っておりますけれども、そういう方に入っていただきまして、これが適正に運営されているかどうか、事後評価を厳格に行いたいと思っております。

そして、さらに民間に近い格好に持つていくのか、そうではなくて貴重なお金を使っている割には、もっと監督を強化しようということになるのかどうか、これは我が省としても思い切ったこの独立行政法人に踏み込んでおりますので、これから検討することになるというのが私どもの率直な感じでございます。

○内藤正光君 独立行政法人の効率化を目指していくということをおっしゃいましたが、何か期待した一言が出てこなかったんですが、国民の大切な税金を使うわけですから、その辺の経理とかそういうものの透明化、ディスクロージャー、こういうものも当然必要なものとして最重要課題として取り組んでいただかなければならないんですが、いかがですか。

○政務次官(細田博之君) 情報の公開の問題につきましては、今回の法案の中にもしっかりと情報公開を進めるといことを書いておるわけでございますが、私どもとしては、この情報公開のあり方も、来年までに具体的に中身を詰めていかなきゃならないと考えておりました、例えば特殊法人並みの情報公開をすべきものであるのか、ある

期目標を課して、当初の目的、私が今申し上げましたように、できるだけ行政の効率化を図ること、そしてお金を、特に税金を使うところも大きいわけでございますので、有効に使いやすくする。他方、評価も、これまでは特殊法人などの場合には、業務についてはそれぞれ許認可がある、年度予算でがちりと押さえられておるといようなことで非常に動きにくいような制度でもあったんですが、緩やかにするとまたこの業務の評価をどうするかというところはなかなか難しいわけでございます。

いはさらに独立行政法人の特性に応じ、二歩進めた形でやるべきかどうかということ、我々は今考え中のところでございまして、どちらがいいのかは両方あります。

つまり、より民間に近い形にしたのであれば、むしろより自由な運営にするべきであるという考え方もあるし、非常に国家に近い、特殊法人よりもより政府に近いような形であれば、さらに特殊法人よりは厳格にしなければならぬという面もありません。それだけに情報公開もさらに進めなければならぬという面もありませんから、それらも含めて独立行政法人の情報公開のあり方については積極的に検討してまいりたいと思っております。来年に結論を出していこうと思っております。

○内藤正光君 政務次官は、情報公開のあり方については法律に明記されているかどうかおっしゃいました。また、その意気込みも何となく伝わってきたような気もしないでもない。ところが、特殊法人と比べると余り私には意味がないうわげなんです。

というのは、ちよつと法的な位置づけは違えど、特殊法人を、ではちよつと一回ここで取り上げてみますと、例えば石油公団、これを見たって情報公開には消極的、そしてまた、自己責任はどうかといえはあまいそのもの。これは堀内元通産大臣が何度指摘しても変わらなかったことです。パンフレットにも、ここに自己責任だとかディスクロージャーだとか書いてあるわけなんです。私が、特殊法人がその程度で、独立行政法人を幾らやるといってもにわかには信じがたいわけなんです。

そこで、ちよつと特殊法人のことについて、特に石油公団についてお尋ねしたいんですが、情報公開に対して極めて後ろ向きということであれば、例えば公団のいろいろな出資先である、代表的な出資先であるジャパン石油開発、これは赤字をもう何年も続けてきた。ところが隠ぺいし続けてきた。そしてまた、北極石油のような休眠会

社についても隠し続けてきた、放置し続けてきた。

そしてまた、自己責任ということでは、八年度決算においては大変な額の赤字欠損を計上したわけですが、三千三百四十億円の赤字を出した、それも大変な問題なんです。さらに問題なのは、これだけ赤字を出しておきながら役員だれ一人として責任をとっていないんです。もつと言え、堀内元大臣が問題にした小松前総裁、この方に至っては、責任をとっていないどころか、責任をあいまいにしたまま、これは通産省との協議の上だということなんです。公団は満額の退職金支払いを決定したというじゃないですか。満額といったら四千六百万円。これは大変な問題ですよ。小松さんは満額の支払いを提示された。二割強返したというものの、組織としては満額提示したわけなんです。もつと言つと、小松さんは、昨年の六月までの六、七年間ずっと総裁の座に居続けたわけですよ。これだけの巨額損失の責任、小松前総裁にないと言えらるんですか。

○政務次官(細田博之) まずその前に、独立行政法人の通則法で、実際に中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、評価委員会の評価結果、役員の任命、解任、役職員の給与支給の基準など幅広い事項を公表するということを決めておりますので、そのことを先ほどの質問の補足として申し上げます。

石油公団につきましては、石油公団の事業の特殊性から、つまり千に三つ当たるというふうに行われておりますが、出資、融資などによって探鉱を行います。これが成功しなかなから至らない。そうすると、そのまま放置いたしますとそれが実質上赤字として残るといことがございまして、それを堀内元大臣のときに、これはおかしいじゃないか、けじめをつけろということから、その後、石油公団再建検討委員会、石油公団開発事業委員会でも検討、報告を行いまして、それを全部公開したということ、私は、その点、公開が公開されたということは大変遺憾な思いはしております。

でございますが、実際に不正が行われたとか、探鉱資金として出すべきでなかったものについて出されたというふうな不正支出があったわけではありませぬ。

しかし、このたびのことで、石油公団のようなリスクの高い、しかも巨額な損失が結果として出るようなものについては、やはり逐次データを公表し、国民の皆様方に常時わかるようにすべきだ。しかも、現に行われておりますが、赤字をそのまま累積するんじゃないかと、むしろ追加出資をすることによってその出資企業を健全化する、経営企業ですね。

つまり、探鉱、開発事業自体は正当な事業であるが、赤字が累積して今後改善する見込みのないものについては、むしろ出資するというふうにして適正な運用を行ったということでございます。ほかにいろいろ不祥事が表に出ていたようなことでおわかりのように、決して何か故意または重大な過失によって大変な国への損害をかけたということではないという石油開発探鉱の特殊性については御理解いただきたい。

ただ、もちろん十分反省しながらのことでございます。まして、したがって、情報公開面が足りなかつたことは事実でございますから、きつちりそれやる体制をとっておることを申し添えたいと思っております。

○内藤正光君 私は重大な問題があつたと思えます。通産OBが多数天下りしているところに対して、ほとんどお金を出し続けた、結果として一兆円の焦げつきが出てしまった。もう時間がないからやめますが、再建への道筋が見えたから小松さんに退職金を満額支払うということなんです。私が見たところ、小松さんのときには、あくまで一兆円の焦げつきが明らかになつただけで、再建については小松さんは全くノータッチなわけなんです。それに対してお金を支払うなんてことは私は納得しがたい。これは、この後、参議院の予算委員会でも質疑をしていきたいと思つております。これで終わります。(拍手)

○岩佐恵美君 私は、環境庁の関係で、国立環境研究所の独立行政法人化の問題に絞つて伺いたいと思つております。

環境庁は、環境を保全し人の命や健康を守る、これが重要な使命であるというのには当然のことです。環境基本計画では、人類存続の基盤である環境を健全な状態に保全して、将来の世代に引き継ぐことは現在の世代の責務であり、人類共通の課題でもあると強調して、そのため、環境の状況の把握、環境の変化の機構の解明、環境の保全に関する施策の適正な策定等のため、幅広い分野の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが不可欠であり、国において調査研究及び監視・観測等の充実に努めたいと思つております。

国立環境研究所はこのような国の重要な使命を担う中心的な研究機関であり、各種の環境基準、規制基準の制定、あるいはこの間通りましたPRTR法の対象化学物質の選定、そして地球温暖化対策の実施、環境基本計画の作成、評価など、国が行う基本的な環境施策の基礎となる重要な調査研究を行つておられるところであります。

国が、みずから主体となつて直接に実施する必要のないものを扱う独立行政法人にゆだねることができない内容ではないかというふうに私は思うのですけれども、その点のお考えを伺いたいと思つております。

○国務大臣(清水嘉与子君) 国立環境研究所の研究というものは、先生が御指摘のように、有害物質による健康影響に関する研究など、環境行政の科学的基盤を支えるために不可欠なものでございまして、これは全く民間にゆだねてしまうことはできないというふうに認識しております。

しかし、独立行政法人の制度が創設されるに当たりまして、中央省庁等改革基本法の中でも、国の試験研究機関については、「原則として独立行政法人に移すべく具体的な検討を行うこと。」という一項が出されております。

がみずから主体となつて直接実施しなければならぬ事務事業ではないことというのがあるわけがないことというの、例えば公権力の行使に当たつた事務事業でありませうか、国がみずから名において行つたものでなければ成立しない事務事業でありませうか、あるいは災害等国の重大な危機管理に直結するようなことだとか、そういうことが出されていくわけでございます。

〔委員長退席、理事大島慶久君着席〕

私どももいたしましたが、いろいろ検討いたしました。特に、環境庁はもう一つ国立水俣病総合研究センターというのを持っておりまして、いろいろ研究いたしましたけれども、この国立環境研究所については、国が直接主体となつて実施する必要があるかどうかということから見ますと、そうでなくてもいいんじゃないかという結論でございます。そこで、独立行政法人に移行することになったところでございます。

なお、今御指摘のように、環境行政において、国の政策に直接かかわるような調査研究におきましては、これは国立環境研究所の能力も活用しながら環境省が、今度環境省になるわけですが、環境省が中心となつて積極的に推進してまいるところでございます。

○岩佐恵美君　そこで、私は各省庁の試験研究機関がどうなつていくのかということを見てみたんですけれども、特に私は厚生省の医薬品食品衛生研究所はどうなつたのかしらと関心をもちました。そうすると、ここだけではなく、科学技術庁の科学技術政策研究所とか、あるいは文部省の国立教育研究所、気象庁の気象研究所、防衛庁の防衛研究所、こういうところは独立行政法人化していいんじゃないんです。もつと言へば、国土交通省の場合、道路や河川の技術基準、建築基準法の技術基準などの策定のための調査研究を行う機関としてわざわざ新たに直轄の国土技術政策総合研究所、これを設立するということになつていくわけ

私は、環境行政にとつて政策の企画立案あるいは基準策定、これは国がみずから主体となつて直接に実施する必要がある。だから、本来からいえば、国立環境研は独立行政法人化になじまないのではないかと今思っています。

それで、実はその国立環境研究所が昨年九月にまとめました「わが国における中核的環境研究機関のビジョン」というものがありますけれども、その中で、環境研究というのは、国及び国民の安全や福祉等市場原理になじまない、研究投資の高リスク、高負担を伴う先端的、先導的である、基礎的、基盤的科学研究を最も必要とする、国際協力の推進に資する研究分野である。こうした四点を強調して、そのために国が中心的役割を担い、産業界、大学、地方自治体及びNGOとも密接に連携を保つことにより、我が国の環境科学技術の発展に努め、人類の知的資産の形成に努める必要があると、今強調しています。

二十一世紀の環境研究のあり方について、研究者の視点に立つてあるべき姿を議論して、そしてこういう提言を行つている、私はこれは非常に重要な提言だと思つています。

今言われたように、二〇〇一年には環境省になるわけですね。環境保全の仕事というのは国内はもとより国際的にも非常に大事な仕事になつていくわけですから、国立環境研は独立行政法人にするところか、もつと環境庁の調査、監視・観測、これを充実強化して国民の期待にこたえていかなければいけないと思つています。

○国務大臣(清水嘉与子君)　独立行政法人に対して非常に御心配がございませうですけれども、国立環境研究所の業務の実績評価というのは環境省に設置されます評価委員会が行うことになりま

す。これは研究所の目的だとか業務の性格に照らして研究所が定めます中期目標、中期計画、あるいは年度計画に沿つて環境研究が的確に実施されているかどうかを総合的に評価することとしておりまして、効率性あるいは財務面だけを見るのではなくて、研究所の本来の目的達成を阻害するものではないかというふうに私は考えているわけでございます。

また同時に、そうなりますとこの評価委員会のメンバーが大変心配になるわけでございますけれども、このような適切な評価が行われるべく学識経験者を広く人選いたしました。これに財務問題等の委員も加えまして、研究所の業務が適切に評価できる体制を整備する予定でございます。

○岩佐恵美君　今、長官いみじくも言われましたけれども、評価委員会の人選というのは非常に気になるので、独立行政法人の性格というのとは効率化を追求するところにあるわけですから、環境研の研究というのは現在でも、例えばディーゼル車の排ガスだとか粒子状物質あるいは微小粒子状物質、それが健康に及ぼす影響等々、業界の利害とぶつかる場合が多々あります。十萬種にも及ぶと言われる化学物質の安全性、これもほとんど今のところわかつていない、解明されていないことですから、環境研のこれから果たすべき役割というのは非常に大きいと思つております。

○国務大臣(清水嘉与子君)　この研究所の目的、これは環境の保全に関する科学的知見を得ること、知識の普及を図ることでございます。この目的に照らしまして、適切な運営がなされるよう国の予算において所要の財源措置も行うこととしていくわけでございますけれども、また先生御指摘のように、研究所が民間との共同研究あるいは委託研究を実施するに当たりまして、当然この本研究所の目的に沿つて実施していただかなきゃいけないというふうに思つております。そうなるというふうに思つています。

また、先ほど申しましたけれども、業務の内容あるいは運営状況の公表、評価委員会により業務実績の評価、あるいは委託基準などを規定した業務方法書の環境省による認可など、公共の目的に沿つて適切な運営がなされるようチェックするための仕組みが整備されておりますので、広く国民の立場に立つた研究が実施されるものというふうに考えております。

○岩佐恵美君　当面は必要な研究費というのは従来どおり交付金で賄われるということだと聞いていますけれども、独立行政法人というのは効率化が追求されるという面も持つていくわけですから、そうなるという面も持つていくわけですから、仕事を何とか開拓しなきゃいけない、あるいはその仕事をほとんど大きなウエートを占めていく、あるいはあなたよく稼ぐね、こういう話になって、機関の中でそちらの方が何か幅をきかすといひますか、余り言葉がよくないんですけども、基礎的な、お金にならない研究をやつていく人たちが肩身の狭い思いをするということが絶対にあつてはならないというふうに思つております。

健康への影響を調べるといふことになると、動物実験、これは物すごく手間暇がかかるお金もかかります。それから、環境汚染被害の疫学調査、これももう本当に膨大な地道な仕事になるわけなんです。こういう手間暇かかる長期の地道な研究、それに必要な予算というのが十分国から保証されていかなければいけない。これはそういうふうに十分保証されるのかどうかというのが一つ。それからもう一つ、ダイオキシン問題の場合には、先ほどの中期目標では図れないですね。

いきなり出てきて、そして緊急に必要だということになるわけですが、そういう緊急性の高い研究について十分なちゃんと財政措置がとられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(清水嘉与子君) 環境問題の未然防止の観点から創造的かつ先進的な研究がどうしても必要でございます。また、環境問題が顕在化した場合でもそれに即応できるように基礎的な知見を充実しておくことがどうしても必要でございます。このためには、問題対応的な研究だけでなく、基礎的な、先導的な研究の役割が非常に大きい、これは先生御指摘のとおりでございます。

今、国立環境研究所では六つの基礎研究部門を設けてまして、プロジェクト研究を行う総合研究部門との有機的連携のもとに研究を進められてきております。今、先生方は非常に優秀な世界的にも非常に能力の高い先生方がおられまして、実を言いますとそんなに委託研究を受けるほどの余裕がないくらいに一生懸命仕事をしておられる方々ばかりでございます。独立行政法人化後も、社会のニーズに対応した目的志向型の研究とその基礎となる先導的基礎研究がバランスよく推進されて、両者相まって質の高い研究が進められるように、中期目標の検討など、準備を進めていきたいというふうに思っております。

(理事大島慶久君退席、委員長着席)  
ただ、今、先生後の方でおっしゃいました中期目標の途中の何か変化があったときにどうするかということでございます。それは、ぜひそういうふうなことになる場合にも柔軟にそれに対応できますように、お金の、運営費のことでもございまして、使い方も柔軟にできるようにしたいと思います。またさらに、この中期目標そのものを社会的状況が大きく変化して変えなさいいけないというようなことになったときには、当然必要な研究的確に実施されますように、これは独立行政法人通則法に基づきまして中期目標の変更なども十分対応できるというふうに思っております。

ります。  
○岩佐恵美君 もう一つ、ちよつと予算の面で確認というか、どうなるのかということをお伺いしたいと思います。環境研の研究費の予算と、環境研の研究費、経常研究費は二億七千万円、特別研究費、重点共同研究費は六億四千万円、合計九億二千万円です。研究者一人当たりは約五百万円、そういう点でいうと非常に少ないんです。別途、大型特殊施設関係経費十四億六千万円が計上されているので、研究施設の維持運営というのは一応成り立っている。

ところが、最近では新たにこういう大型の研究施設ができた場合、この施設関係経費というのはつけられないということが多いんです。脚光を浴びている部門で大型施設がつくられるたびに他の研究費を削らなければならぬということのようなそういう状況が、環境研は知りませんけれども、ほかで起こっているということも聞いています。独立行政法人になって、そういうことがないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○政務次官(柳本卓治君) ただいま岩佐委員御指摘のように、動物実験等とか廃棄物、環境ホルモン等大型研究施設は環境研究を進める上で必要なものとして整備されるものでありまして、これら施設の維持管理費用の確保を図る必要があります。このため、研究施設の維持管理費を含めた運営費交付金につきまして必要な予算額が確保されるよう環境庁としても努力してまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 ちよつと時間がなくなりましたので、アメリカの環境研究、調査研究について伺うつもりでいたんですけども、私どもが調べた範囲内で申し上げたいと思います。アメリカの環境保護庁というのは一万八千人の職員がいる。原子力関係もあるのかなり多いというところですけれども、いずれにしても千人の日本の環境庁とはけた違いのことですね。

研究機関も、研究開発次官補のもとに、リストマネジメント研究所、保健・環境影響研究所、暴露研究所、環境研究・環境質確保センター、環境影響評価センターがあります。大気・放射能担当次官補のもとにも、大気・放射能環境研究所、乗物・燃料放出研究所、放射線・野外環境研究所がすべて、それから法執行・違反監視担当次官補のところで、いろいろ見ていくと大変体制があり、また調査研究、監視・観測が重視されているということをお伺いします。

今の環境研の定員でも、本当にこういう仕事は到底果たすことができないんじゃないかと思っておりますけれども、これが独立行政法人になって効率化になったら大変になるんじゃないかというふうに思いますが、いずれにしても現在の環境研の定員というのは何人なんでしょうか。

○政務次官(柳本卓治君) ただいま委員の御指摘のアメリカの環境保護庁の人員等は、そのとおりでございます。

それでは、国立環境研究所の総定員数は、現在二百六十七名、このうち百八十二名が研究者となっております。研究者としては、物理学、化学、生物学、工学、医学、薬学、さらに人文・社会科学分野と幅広い専門分野をカバーしているところが特徴でございますけれども、ちなみにドクターは八二%を占めております。

○岩佐恵美君 国立環境研究所の前身である公害研究所設立の際の準備委員会報告を見させていたいただきました。この中で、最小限必要な人員として四百九十一人の定員を確保すべきである、こういうふうな述べられております。現在の環境研はしたがってその五四%でしかないわけです。発足時が相当少なかった、だから今はふやしてこれだけになったんだとはいっても目標値の四百九十一人に比べれば半分ちよつとしかないと、よく環境研の人員を調べてみると、三月三十一日現在で研究職が三十三人欠員なんです。

ですから、独立行政法人になったらこういうのがもつと顕著になっていくのではないかとこのお

それを感じるんですけれども、その点はどのようにお伺いしますか。

○国務大臣(清水嘉与子君) 環境省になりますと、廃棄物の対策など、それがまた所掌事務になつてくるわけでございます。研究所におきましても従来にも増して幅広い研究分野に取り組むことになりまして、そういうわけで、引き続き体制を充実するということが本当に大事なことでないかというふうに思っております。

ただ、独立行政法人化後の研究所の内部組織、定員、これは環境省でなくて研究所の責任で決めることになるわけでございます。ですから、どういう形で人をふやすのかというようにも工夫していただければいいかと思っておりますけれども、しかし、そのときには当然のことながらその運営に必要な交付金の確保が必要でございます。

それは、もう環境省がきちんととらなきゃいけないということで努力していきたいというふうに思っております。

○岩佐恵美君 効率化を目標とするそういう行政法人化になるわけですから、私は非常に不安が残る、そういう不安をぬぐえないというふうに思っています。  
独立行政法人というのは、三年から五年の中期目標を環境大臣が設定するわけですが、環境研の研究というのは、プロジェクト研究を行う総合研究部門と基礎研究を中心とする基礎研究部門があるわけですが、プロジェクト研究は、例えば地球環境衛星による環境変化のモニタリングとか、環境汚染物質の動態の追跡とか、環境ホルモン、重金属などによる人の健康被害のメカニズムの解明とか、地球温暖化による長期的な気象変動の研究というふうになると、かなり長期の期間の研究が必要だと、だから三年、五年ではなくて十年、二十年のプランで考えていかなければならぬのではないかとこのように思っていますけれども、その点いかがですか。  
○国務大臣(清水嘉与子君) 御指摘のとおりだということに思っています。環境研究におきましては、

社会ニーズの高い環境問題にタイムリーに対応していくための研究だけでなく、ある程度長期的スパンで考えることが必要な先導的な基礎研究が重要だというふうに考えております。

長期的な視野に立つことが重要な研究につきましても適切に評価されなさいけません。三年から五年というだけでなく、中期目標の設定等に当たりましては十分そのことも配慮していきたいというふうに思います。

○岩佐恵美君 時間がなくなりましたので、最後にまとめて伺いたいと思います。

他の研究機関と重複をする調査研究というのは、私は、もつと合理化をしてやらなさいいけないことというのは、ダイオキシンのなかではよく指摘をしているのですけれども、あると思えます。ただ、テーマとしては重複しても別の機関がそれぞれ問題意識を持ってやるといふものもあるからとて必ずしもだめ、効率化ではないということはい切れないだろう。

それから、外部評価が基準になっていくわけですけれども、そうすると、外部評価が終わるまで研究者は発表しなさいいけないか、あるいは研究者の学会発表の自律性というか独立性というか、そういうものが侵されるんじゃないかという心配、こういうことが指摘されていますけれども、簡単にちよつとその点についてお答えいただきましたと思います。

○国務大臣(清水嘉与子君) 今御指摘のような問題ですけれども、環境問題というのは非常に学際的な、あるいは国際的な視野を持たなければ進まない問題でございます。しかも、まだまだ知見のわからないものがたくさんございますので、それから、さまざまな主体が連携、交流を図りつつ、それぞれの立場で研究に取り組むことは重要だというふうに思っております。

ですので、国立環境研究所におきましても、これまで国内の研究機関と交流したり、あるいは国際交流もつと続けてきておりますし、これ

からもそういったことをしなければいけないし、また環境研究に関する中核的な機関として、国内の機関とも連携して調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

また、個々の研究者の研究発表の自由が阻害されるかという御心配でございますけれども、これはまずないのではないかと。今でもそうでございますけれども、研究者が個人として学会等に研究成果を発表することは研究者の判断にゆだねるということでございます。これは独立行政法人化されても、質の高い研究を保つために引き続きこう

に考えております。

○岩佐恵美君 国立環境研というのは、国民の命と健康あるいは環境を守る、そういう上で非常にかけがえのない機関だと思っております。それで、私は、この独立法人化の問題をいろいろ調べている中で、何で国立環境研が独立行政法人化されたのかということに納得がいけないんです。そのところを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 次に、文部科学省関係十五法律案及び厚生労働省関係三法律案について質疑を行います。

○石田美栄君 民主党・新緑風会の石田美栄でございます。ただいま環境省の方では、たつた一つですから内容にまで細かい議論をされましたが、私の方の分担します文部科学省の方は十一プラス四、十五の独立行政法人化ということで、そんな細かい議論はしていただけないのですが、それに先立ちまして、この独立行政法人となるもののリストをずらつと見ておきますと、独立行政法人のなになぜ皆国立、国立とつくのかなど不思議に思つて見ておりました。さらに、例えば国立青年の家だとか国立少年自然の家などというのは、国立がついて

いるけれども職員は国家公務員ではなくなるといふ、こういうあたりの整理は一体どうなっている

んだらうな、どう理解したらいいんだらうなとまづちよつと疑問に思いましたので、長官、この辺はどういう整理がなされているんでしょうか。

○国務大臣(総訓弘君) 先ほどもお答えしたんですけれども、通則法の二条二項だとかあるいは本法の四十条だとかそういうもので実は整理の基準があるわけです。その整理の基準に従つて今申し上げた独立行政法人化された。

この基準につきましては、さきの国会で長い間の議論が恐らく行われ、そして先生も御理解を賜つておられると思つたのであつて詳しいことを申し上げませんけれども、そういう法律の基準に従つて区分けをした、こういうことで御理解を賜りたいと存じます。

○石田美栄君 国民から見ると、何で独立行政法人になるのに国立なのかという疑問、やっぱりわかりにくいなと思つた。もう少し、新しい名前をつけるのだったらきちつと整理ができた方がいいのにならうと思つた。

それじゃ、文部科学省、新しい再編ではその担当になります部分について、特にこれは行革の目玉ですから、行政改革という観点から、この省庁関係で挙げられている、特に今日は文部関係について、本当に行政改革なのかどうか、幾つかの点についてお伺いしたいと思います。

五十九の法人化の中で省庁別では最も多い文部省関係ですが、法人化について、文部省関係のこのうした機関、現在の定員でいえば、今回の独立行政法人化へ移行するのは四七％、そして五十九の独立行政法人、すなわち国家公務員の身分のまま移行する。わずかに四法人だけの職員が非公務員型です。そのうちの二つが文部省関係なのであるのに、なぜ国立青年の家と国立少年自然の家だけが特定から外れているのでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 石田委員御案内のとおり、国立青年の家、国立少年自然の家、これを非公務員型という型で独立行政法人化することに

なつておるわけでございます。この国立青年の家、少年自然の家が我が国の文教政策の最重要課題である心の教育を推進していく上で重要な役割を果たしてきているということ、これをどういう形で持つていくかということで、地方に移管したらどうかと民間化したらどうかとかいろいろ議論があつたのでございます。

これは、地方の自治体も既にこういう自然体験型の、あるいは研修型の少年自然の家の施設も持つておるわけでございますが、そうしたもので地方との連携もとりながら、人事の交流、それからもつと創意工夫とか弾力的な運営が求められるこの施設をどのような形にするかという総合的な考え方に立つたときに、この両者についてはいわゆる非公務員型の独立行政法人で運営していくことが総合的に考えて最終的に適切であるという結論に至つたわけでありませう。

○石田美栄君 今の御答弁の奥に何か含まれているものというのは、非公務員型にすることで中期的に、三年、五年先にはもつと違つた形のものに行く可能性が非常に大きい機関であるというふうな感じに受けとめました。

それで、この国立青年の家、少年自然の家の職員は非公務員型ですか、給与体系とか勤務体系などはどう定めていくのでしょうか。公務員型とはどう違つてくるのでしょうか。そういったことは、主務大臣が中期目標計画を提示することになつておられますが、その提示の中にそういう違いをどう提示されるんでしょうか。そして、例えばその中には職員の雇用形態だとかリストラとかアウトソーシングというふうな考えが入れられて提示がされていくものなのでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘の点、いわゆる非公務員型の独立行政法人の特に給与体系あるいは職員の勤務体系の問題でございます。

これは独立行政法人通則法第六十三条に、いわゆる独立行政法人の給与の支給の基準は、独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ社会の一般の情勢に適合したものとされるようにいわれる当該独

立行政法人が定めることができる、こういうふうになつておるわけでございます。

今御指摘のような、これが即リストラの対象になるのではないかと御懸念もお示しになつたわけでございますが、この独立行政法人そのものが、特に青年の家あるいは国立少年自然の家のもので、果たして来た役割、また教育的な現場であるということも考えますと、いずれにしても独立行政法人において職員の問題とか勤務条件等については、私は最大の考慮を払つてやつていくべきものだといふふうにも考えておるわけでございます。いわゆる独立行政法人が行う業務は公共上の見地から確実実施されることが必要な業務であることを踏まえて行つて、こうなつておりますので、そういう観点に立つて、この独立行政法人の雇用の問題あるいは職員の給与体系、勤務体系については十分な配慮をされるべきものだと

いふふうにも考えております。

○石田美栄君 その十分に配慮といふところはどうか、結局は、今の公務員型も非公務員型も労働争議のあたりでは変わつてくるのかも、しれませんけれども、給与とかそういう体系は結局は何も変わらないといふことでしょうか、方向としては。

○政務次官(河村建夫君) 変わらないといふ意味は、どういふふうにおっしゃつておられるのかちよつと私も理解が十分でないといふような気がするのですが。

要するに、非公務員型になることによつて勤務条件あるいは給与水準が悪化するとか低下するのではないかと御懸念かといふふうにも思つておりますが、これも独立法人が行う業務は先ほどちよつと触れましたように、公共上の見地が非常に重要であるわけであります。そういう点を確実にやつていくための業務でありますから、これはどういふも安定的な職務遂行といふものを確保していかなくやなりません。そういう意味で独立行政法人においては適切な勤務条件の設定及び必要な給与水準の確保を含めた適切な人事管理を行つて

いく、こういうことでなければいかぬという認識をしておるわけでございます。

なお、独立行政法人の公務員型と非公務員型の違いでございますが、非公務員型については、職員の労働関係については民間の労働者と同様の労働法制、いわゆる労働三法が適用されることになつておりました、これらの職員の給与等の勤務条件は基本的には労使間の労働協約によつて定めると、こういう形になるものであります。

○石田美栄君 はつきりしませんか。私はちよつと悪意に解釈してどうか、文部省関係十三の事務事業が十一独立法人になつて、その定員が千五百五十二人ですね、そのうち今議論してあります青年の家と少年自然の家は、これは青年の家が三百十六人で少年自然の家が二百七十一人ですから、合計八百三十七人です。そうすると、千五百五十二の中から八百三十七人が非公務員型といふふうになると、何かいかに公務員の数の上では減るから、こういう形がいいのかなんて考えてみました。そんなのかどうかはいいとして、そんな読み方をしたようなことですか。

さて、この中期目標の提示とありますが、先ほどちよつと給与関係のことでお尋ねしたんですけれども、青年の家とか少年自然の家についてはお聞きしましたけれども、他の機関についてはこの中期目標の中に、「三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならぬ」とあつて、その中期目標に掲げてある事項の中で、「業務運営の効率化に関する事項」、それから「業務運営の効率化に関する事項」、それから「財務内容の改善に関する事項」といふのが入つておりますが、こういうことがこれから主務大臣が目標を提示する中で例えばどういふことが入つてまいりますか。

国立婦人教育会館と例えば博物館、美術館といふ系統のものについては運営の効率化、それから財務内容の改善に関する事項といふところから

どういう目標が提示されると想定されるんでしようか。

○政務次官(河村建夫君) 独立行政法人化するこ

とによつて、今、石田委員もお触れになりましたけれども、これによつていかに効率的かつ効果的な組織編成をしていくか、人員配置をしていくか、それが可能になつていくという前提に立つておるわけでございます。特に運営費等については一括で交付されるか、そういう形になつてまいります。

そこで、三年から五年の中期目標を立てるといふことになつてくるわけでございますが、今、現時点で具体的にどういふ形で中期目標を立てるかについてはそれぞれ有識者によつて懇談会を設けて、特に博物館、美術館につきましては専門委員の方々に意見をまとめていただいている状況でございます。

特に、博物館、美術館についてはワーキングチームをつくつてその中で具体的な中期目標といふものを立てていただく、かなり専門的な部分に入りますものから、そういう考え方で進めておりました、目標についてはこれから議論をしながらいけぬ部分が多分にあるといふふうにも思つております。

○石田美栄君 その結果によつて主務大臣が今のこの中期目標を提示される、それが国民へのサービスの質の向上、効率化、そして本間に目標とする行革につながるようなことを期待申し上げます。結局は所長とか館長とかセンター長と言つていたようなものが、今度は理事長とか理事になつたくらいの変化だけでは行革にはならないと思つております。

さて、今度は運用、予算についてですが、今回のこの独立行政法人化になると渡しつきの運営交付金となつて、弾力的な運用ができる。そのことが効率化につながつて、お金の使い方が効率的になることが期待されているわけですが、独立採算という考え方はどのように守られていくのか達成されていくのか。予算、収支計画、資

金計画についても中期計画、中期目標で提示されていくはずですが、これもどういふふうな計画を出されるのか。今と多分同じような御答弁になるんでしようか、運営を今いろいろ相談されて、その中から出てくるんだらうと思つて、すけれども、もし今のところ多少お答えいただける部分があればお願いいたします。

○政務次官(河村建夫君) 独立行政法人化することによつて、これが独立採算化に向かうのか、こういう御指摘がございました。

これについては、基本的には平成十一年四月の中央省庁等改革推進本部決定においては、「独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。」このように規定をされておるわけでございます。

ただ、これまでのように、国が予算編成、各施設、美術館にしてもあるいはそのような機関にしても、積み上げてきたものを一括して予算化して、その項目ごとにそれを配分するといふものから、今度は各独立行政法人が五年程度の、三年から五年と言つておられますが五年としますか、その中期目標の中でどのぐらゐの予算を必要とするかといふことを言つてくるわけであります、それを一括運営費という形で、それは年ごとでありまして、今までのように単年度ごとの決算と

はそういう形では変わつてくる。

しかし、その運用はかなり弾力的になつてきて、個々についてそれぞれ本省の方から言つてきたとおりやらなきやいけぬといふことではなくて、残つたものは次に繰り越して残していかうか、あるいは一部収入等もございまして、予定以上の収入があればそれを基金に回すとか、そういうような弾力的な運営がこれら行われていくといふふうには、独立行政法人化によつて、もちろん独立採算的な面もありますけれども、国が予算というものを中期計画に基づいてきちつと措置する、こうなつておるから、そういう方向で進

むものだというふうを考えております。

○石田美栄君 そういう中で、例えば文部省関係ですと、大学入試センターだったら手数料がかなり今までも入っていますし、博物館、美術館といったところには入場料というふうなものがありますが、こういう取り扱いはどういうふうになるのでしょうか。予算計画、独立採算、そういう関連ではどういう扱いになっていきますか。

○政務次官(河村建夫君) 大学入試センターは、御案内のとおり、検定料が入ってくるわけですが、それから、博物館、美術館も入場料が入ってくるわけです。これまでは、それは全部国庫に入っており、そして別に予算は予算で来ていたわけでございます。

今度は、独立行政法人は、検定料あるいは入場料も、そういうものは独立行政法人が自分で受けて、そして全体の中期計画の中で予算を組んでいくわけでございます。そういう形になってまいりますので、当然検定料あるいは自己収入である入場料というものも中期計画の予算といえますか、そういうものの中には私は入ってくるであろうというふうに思います。

○石田美栄君 評価委員会のことをもう少しお聞きしたかったのですが、文部省関係ですから特に国立大学の独立行政法人化の将来計画について触れたいと思います。

五年後までに結論を出すということになって始まっていると思うんですが、今どの程度こういうことについて見直しが行われているのでしょうか。通則法を見ますと、どうも国立大学はこれにははまらないというか、うまくいかない。ここには該当しないのかなというふうに思っています。ここはたけれども、現在の程度進んでいるのでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 国立大学の独立行政法人化に対する基本的な考え方でございますが、本件につきましてはことしの四月に閣議決定が行われまして、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の環境として検討し、平成十五年までに結論を

得る。」、こういうことにされておるわけでございます。

そこで、文部省はこの閣議決定を受けまして、有識者の皆さん方の御意見を聞きながら検討を進めてまいりまして、去る九月二十日、まだ有馬文部大臣御在任中ではございましたが、有馬文部大臣のもとで国立大学の独立行政法人化の検討を行う際に、基本的な方向を明らかにして発表されたわけでございます。

具体的にはどういふことがあるかといえますと、第一に、国立大学における教育研究の自主性、自律性に十分な配慮が必要であること。第二点は、世界的水準の教育研究を行い、また期待される役割を十分果たすことが可能な教育研究条件の整備が図られることが必要である。このような考え方に立って、今後、国立大学協会を初めとする関係者の皆さんの御意見を聞きながら検討を進めてまいり、平成十二年年度のできるだけ早い時期までに基本的な方向づけをいたしたい、独立行政法人化の方向へきちっとするの、しないかも含めてということであるわけですが、いずれにしても、この問題がこういう形で閣議決定をされておりますので、平成十二年年度のできるだけ早い時期までに基本的な方向を含めて結論を出したい。

しかし、この問題は、いづれにしても科学技術創造立国を目指す我が国にとっては国立大学の果たす役割、これが非常に重要であって、この活性化が求められておりますから、国民の期待にこたえて教育研究水準の一層の向上を図る観点から、まさに大学改革の観点から独立行政法人化という問題を考えてまいりたい、検討していかなきやいかぬ、このように考えておるところでございます。

○石田美栄君 最後に、今お話を聞いてみると文部省関係非常に数が多いわけですが、給与体系もそう変わらない、人員減とかそういうこともまだない。予算の使い方が、運用が弾力的でそこは効率的

にいくのかな、手数料とか入場料、そういうのもも含めて予算が組まれるというふうなことで、その辺では多少効率的になっていくのかなと思っておりますが、中期目標期間終了後三年かあるいは五年、期間によって多少違ってくるかと思っておりますけれども所要の措置を講ずるとなっておりますが、こういう十一の機関、民営化とか民間移管とか地方への移管があり得るのか、あるいは行政改革という点でどれだけの効果を期待しておられるのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○政務次官(河村建夫君) この独立行政法人化、各大学もその方向へ進むと仮定いたしますと、これは評価の問題も出てくるわけでございます。この評価につきましては、各省庁に一つずつ評価委員会というのが置かれる。したがって、文部科学省にもこの評価委員会が置かれるわけでございます。もう一つ総務省にも全体の評価委員会がございます。そこで独立行政法人についても中期目標をそれぞれ立てていただく、それに対して評価委員会がこれを評価して、そこで行政効率性が上がっているかどうかということがまさに査定をされるという形になっていくわけでありまして、これを大学というものに当てはめてまいりますならば、大学の人事交流の問題とかどのような成果を上げたか、これはなかなか難しい査定もあるかと思っておりますが、これは今査定委員会の中で協議をしていただくにいたしました。今までの形での査定が入っていく、評価が入っていくというところは、私は非常に大学の活性化につながる効率的な大学運営、学校運営がされる、このように考えております。

○石田美栄君 終わります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩佐恵美君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君が選任されました。

○江田五月君 今回、独立行政法人化が提案され

ている八十六の事務事業、これはいづれも非常に大切な分野であるから、国がその権限と責任でしっかりと行政サービスを国民に提供しなきゃならぬ、それなのに独立行政法人というふうなものにするのはけしからぬ、こういう見方もあります。

しかし、私どもはそういう見方はとっていない。大切な事務事業である、したがって国がそこまで言い張ることはできないだろう。大切なものであっても、それぞれの事務事業の性格によって民間で行うもの、あるいはいろいろな別の形をとるものがあつていいたろうと思うんですが、しかし、私たちは私たちの別個の視点から、今回のこの独立行政法人化の個別法について反対という立場でいるわけでは

私は、実は民主党の行政改革プロジェクトチームの座長として、ことし五月に民主党の行政改革に対する基本方針をまとめた。それに基づいて民主党は、政府の中央省庁等改革法案、それから独立行政法人通則法案、これはただの看板の書きかえにすぎない、行政改革の名に値しない、こうして反対をいたしました。そして、対案として独自の首相府設置法案、内閣府設置法案、こうしたものを提案して、内閣総理大臣の強力なリーダーシップのもとで真の行政改革を実現していく、そういう手順を明らかにいたしました。

今回の政府の一連の行政改革がすべて実現したとしても、これは行政改革の名に値しない、したがって、その結果登場する新しい行政体制というのは、私たちが政権をとったときに行政改革の対象になるものにすぎない、そういうことを私たちは言っているわけでは

ちなみに、地方分権一括法については、これはいろいろ不十分な点はあった、しかし、全体として国と地方自治体の関係を従来の上下関係から対等な関係にするという理念に基づいて改革を行っている点は評価をして賛成をした。

さて、私は、ことし七月七日、本委員会で中央省庁等改革法案への締めくくりの質問をいたし

ました。その際、政府の法案を評価する場合に、評価というものは評価の判断をする場合に、この法案が成立して施行されたらどれだけ行政が減量化されるのか、スリム化するのか、これが重要な判断基準になると。これは基本法的一条の中にも、あるいはその基本法の前提となる行政改革会議の最終報告の中にもきっちりそういうことが書かれているわけですが、どれだけ減量化されるのか、スリム化していくのかと。

そこで、当時の太田総務庁長官から引き継がれた統務庁長官にも、まず端的に伺います。

この中央省庁等改革法、できているわけですが、これが施行されれば、国の権限と財源と人間は一体どれほど減りますか。

○国務大臣(統訓弘君) 江田委員は、かつて国務大臣を経験されました。したがって、その際に恐らく行政改革に対しての考え方も持っておられたと思います。しかしながら、何がベターであり何がベストであるかということに対しては、なかなか実現はできなかったと存じます。同時に、私も、新進党の時代にいろいろ教えていただきました。そんな思いがあつて、行政改革を断行しなければならぬ、こんなふうな我々は教えをいただいたわけですが、ともに汗をかいたわけですから、その一つが私は今回のこの行政改革だと存じます。ただ、ベストではなくてベターである、入り口である、これから少なくともスキームができる、そのスキームの上に魂を入れるということだと存じます。

ただ、お尋ねの、しからば今回、こういう改革を通じて具体的な幾らの節減が図られるかといえは、私は金額は出せません。ただし、先ほど申し上げたように、少なくとも今まで親方日の丸という状況の中であぐらをかいていたと言われる研究機関等々が新しいスキームの中で活力を生み出し、そして同時に、先ほど来申し上げているように、その長が運営の妙をちゃんと図れば、国民の期待にかなうような研究成果が上げられ、同時にそれぞれの研究機関あるいは事務事業がそういう

意味では効率的な運営が図られると。したがって、これから具体的な金額のいわば国民に対する還元、そういうのが図られるというふうに思っています。

○江田五月君 いろいろお褒めをいただいて大変恐縮ですが、私に対するお褒めの言葉は結構ですから、質問に対する答弁をひとつ端的にお願したいと思ふんです。

太田前総務庁長官は、こういう答えをされたわけですが。今の統さんのお答えも同じ趣旨なのかなという気もするんですが、中央省庁等改革法の場合は直接スリム化をするということが目的ではないと思つておる、スリム化をみずからするよう仕組みをビルトインすることが改革の目的である、数字を出すことはできないと。

数字を出すことができないというのは、要するに国の権限、財源、人間は全く減らない、数字で言えばゼロだということだと思つています。しかし、これから権限、財源、人間を減らしていく、そういうスリム化の仕組みがビルトインされたんだと、これはそういう理解でよろしいんですか。

○国務大臣(統訓弘君) まさにそのとおりだと存じます。

○江田五月君 そうしますと、今回の独立行政法五十九法案、これはビルトインされたスリム化の仕組みがここに出てきたということにならないか、いやいけません、それでいいんです。

○国務大臣(統訓弘君) 御案内のように、五十九独立行政法人化する、そしてそのことは国会の場でも、そしてまた国民監視の中に置かれるということですから、私はいわばそれぞれの独立行政法人が運営の妙を果たさない限り、場合によつては、先ほど質問もございましたけれども、淘汰される場合もあり得る。しかし同時に、運営の妙を果たして国民の期待にこたえれば、むしろ発展をする可能性もある、こういうふうな思っています。

○江田五月君 どんどん時間がたちますので、端的に行きましよう。

この五十九法案で、国の権限、財源、人間はど

れだけスリム化されますか。数字で答えてください。

○国務大臣(統訓弘君) 具体的な数字はお示しできません、先ほどから申し上げております。

○江田五月君 前の中央省庁等改革法と独立行政法人通則法のときには、それは数字であらわせない、しかしスリム化のシステムはビルトインされるんだと、こういうお答えであつて、そして今回の個別法がそのビルトインされたものが姿をあらわす法案なんだと言われているんです。それなのに、今回また数字は示せないと言ふんじや、これはどういうことですか。まさに羊頭狗肉としか言えないような感じがありませんか。

○国務大臣(統訓弘君) 要するに、これは平成十三年度四月一日から発足するわけでありまして。そういう意味ではまだ発足前でありまして。したがつて、発足をした後には主務大臣が少なくとも三年ないし五年間の事業計画を立案し、そしてそれが具体的に動き出す、その時点でないと私は、今江田議員がせつかくの御質問ですけれども、具体的な数字は出せない、こんなふうな思っています。

○江田五月君 やはりそういうことだろう。私たちは政府のこの行政改革は行革の名に値しないとずっと言つておるわけですが、まさに今のようなことで看板のかけかえだけ、まやかしの行政改革。本来なら、官から民へとか国から地方へとか権限と財源と人間をちゃんと移して、国の権限、財源、人間を半分以下にする、その上で残った国の事務を企画部門と実施部門に分けて実施部門を独立法人化する、こういう手だてをきつちり講じていかなきゃならぬ。しかし、国の権限、財源、人間を全く減らしていないという点がまず第一のまやかし。そして、特殊法人を含めて本来の実施部門に手をつけていない、今回の五十九法人のよう周辺の研究機関だけ手をつけている、これが第二のまやかし。次に、この五十九の法案をずっと個別に見ると、第三のまやかしが見えてまいります。

統務庁長官、独立行政法人通則法によれば、

これはよくおわかりのこと、二条の一項と二項です、独立行政法人には非公務員型の独立行政法人と国家公務員型の特定独立行政法人があります。今回の五十九法人の総人員は約二十万人だそうですが、五十九法人のうち非公務員型の独立行政法人というのは、これはもう聞いて答えてもらふと時間がかかりますから私の方で言いますが、国立青年の家が三百十六名、国立少年自然の家が二百七十一名、経済産業研究所が三十九名、日本貿易保険が百九十六名の四つしかない。その総人員は八百二十二名だそうですね。つまり、国家公務員の人数の純減というのはこの八百二十二名だけ。二万人を独立行政法人ということで移すと言いながら、あとの五十五法人はすべて国家公務員型の特設独立行政法人。これが本当にいいと思われませんか。まさにまないたの上の魚に包丁を持たせて自分で自分を刺身にしないか、こう言つていような。これはやらないですよ。

私は、行政改革にあれだけ熱心だった公明党の皆さん、これはまさにぎんきにたえぬ思いをされているんじゃないかと思つていますが、いかがですか。

○国務大臣(統訓弘君) 私どもは新進党時代にすべての特殊法人を廃止すべしとかいろいろなことをやりました。しかし、結果としてできませんでした。それは御案内のとおりだと存じます。そういう中で、いわば先ほどのような仕組みをつくつたわけですが、仕組みをつくつた。もちろん国権の最高機関である皆議方の議決がない限り難しいわけですが、仕組みをつくることすら私は大変な作業だと存じます。そういう意味で仕組みはできた、したがつてこれから魂を入れる、こんなふうな思つております。

そういう意味では、先ほど公明党の話をされましたけれども、私ども公明党もこれに対して汗をかいているわけですから、私は入り口をつくることとまず先決だと、こんなふうな思っています。

○江田五月君 来し方を振り返つて今お話しになつたわけで、大変なことであることはもうよく

皆わかっている。ただ、大変なことではな  
せんでした。済まないで、まだまだこれから  
やることですよ。私もいろいろ批判を持っ  
ておりますが、公明党の皆さんがせっかく与党に  
なったんですから、これはもう命がけでやってい  
ただかなきゃならぬと思います。

誤解があつちや困るんですが、私たちが独立行  
政法人の職員は公務員とするという考え方なん  
です。ただ違うのは、私たちの場合には、いろん  
な手だてをすつと講じて全体の国の行政というも  
のをスリム化させて、そしてその中でもどうして  
公務員で行政としてやらなきゃならぬもの、それ  
をさらに企画部門と実施部門に分けて実施部門を  
独立行政法人とすることです。ですから、この五  
十九のものすべて独立行政法人でということと私  
たちは違う。根本に構想の違いがあるということ  
だけは申し上げておきたい。

そこで個別の質問ですが、厚生総括政務次官、  
ようこそおいでくださいました。  
独立行政法人通則法の第二条一項によれば、独  
立行政法人というものは、これはもう言うまでも  
なく、「国が自ら主体となって直接に実施する必要  
のないものうち、民間の主体にゆだねた場合に  
は必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一  
の主体に独占して行わせることが必要であるも  
の」、これが一つの要件になっておるわけですが、  
国立健康・栄養研究所はこの要件に当たるの  
か、具体的な根拠も含めて説明してください。

○政務次官(大野由利子君) お答えします。  
国立健康・栄養研究所でございますが、糖尿病  
とか高血圧とか、生活習慣病と食品の栄養摂取の  
関係などの研究をやっておりますし、食品の栄養  
成分が人体に与える影響など食品の安全性対策の  
研究、それから国の保健、医療、食品衛生施策に  
密着したこういう研究をやっておりまして、公共  
上の見地から、継続的かつ確実に実施をする必要  
に迫られております。国がこれらの研究をみずか  
ら主体となって直接実施する必要はない。しかし  
また、民間に任せると採算性が極めて低いので、

ゆだねた場合は必ずしも実施されないおそれがあ  
る、このように考えております。  
この国立健康・栄養研究所の研究そのものが、  
今、委員の御指摘のとおり、通則法になつてい  
るということで、今回独立行政法人化をするとい  
うふうになった次第でございます。

○江田五月君 今の御説明ですと、国が直接やる  
必要はないが、しかしその後段の方の二つの要件  
のうちの前段、民間にゆだねたら必ずしも行われ  
ないかもしれない、採算性がとれないからと。た  
だ、採算性がとれなくても、そこはいろんな方法  
で民間に行つてもらうやり方はあるんですね。そ  
して、こういう研究をする者が複数あればそれが  
お互い競争しながらいいサービスを全体として国  
民に提供できる、民間の中で、そういうことは十  
分あり得るわけだと思ふんです。

次に進みます。  
労働大臣、同じ質問で、産業安全研究所と産業  
医学総合研究所、これはこの通則法の二条一項の  
どういう要件にどういふふうに当たると思われて  
いるのか、具体的な根拠も含めて説明してくださ  
い。  
○國務大臣(牧野隆守君) 労働省は、産業安全研  
究所と産業医学総合研究所について公務員型の独  
立行政法人ということで御審議をお願いいたして  
おります。

わかりやすく、御了解いただけるように申し上  
げますが、例えば産業安全研究所につきましては  
は、平成八年十二月、長野県で土石流が発生いた  
しまして、作業中の労働者十四名が死亡、九名が  
負傷するという重大災害が発生いたしました。こ  
のため、災害原因の究明及び再発防止対策につ  
いて調査研究を行った次第であります。行政施策  
への反映として、労働安全衛生規則を改正し、土  
石流による労働災害防止措置を義務づけた次第で  
あります。  
また、産業医学総合研究所。平成五年七月、福  
島県の亜鉛製錬工場で亜硫酸ガスが発生いたしま  
して、作業中の労働者三名が死亡、三十三名が中

毒となる重大災害が発生いたしました。この災害  
原因の究明及び再発防止対策について調査研究を  
行い、行政施策といたしまして、特定化学物質等  
障害予防規則を改正いたしました。特定化学物質  
等の製造設備の改造等の作業にかかわる労働災害  
防止措置を義務づけた次第でございます。

○江田五月君 いろいろ御説明いただいたん  
で、公務員型独立行政法人の御審議をお願いし  
ている次第であります。  
今の大臣の御説明ですと、これだけ大事な、こ  
れだけ重要なことだから国がやらなきゃいけな  
い、そういう説明になっておるんですが、この独  
立行政法人通則法二条一項は「国が自ら主体と  
なって直接に実施する必要のないもの」というの  
が要件になっておるので、ちょっと狂つておるん  
です、その説明が。しかも、今特定独立行政法人  
である必要をわざわざ御説明いただいたんですが、  
一項の要件と二項の要件は違つていて、一項で大  
きく網をかけて、さらに二項で特定独立行政法  
人、そういう法の仕組みになっておるのに、そこ  
を一緒にして説明されるというのはどうも納得が  
いかない。

○委員長(吉川芳男君) 江田さん、時間ござい  
ます。  
○江田五月君 時間になつていますが、どうも大  
野さんにとつと笑われると追及しにくいんです  
が、やはり業務の停滞が国民の生活に著しい支障  
を及ぼすと言いますが、これは独立行政法人にな  
ると、団結権、団体交渉権、交渉でいろんな労働  
条件、勤務条件が決まってくるわけですから、そ  
ういふ皆さんに争議権を与えないという、そのた  
めに公務員の特定独立行政法人にするというのは  
私はまだ納得できません。

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめてください。  
滞があつたら困る、そこで職員に国家公務員の身  
分を与えることが必要だと。すなわち、これは団  
結権、団体交渉権があつても、争議権があつては  
困る、そういう仕事だ、こういうことを言ってい  
るんじゃないんですか。  
○政務次官(大野由利子君) 今回のこの国立健  
康・栄養研究所の業務でございますが、毎日の国  
民の実際の食事の内容等々、大衆国民のプライバ  
シーにかかわる情報を取り扱うことから、国民の  
信頼確保が大変不可欠であるということが一点。  
もう一点は、この国立健康・栄養研究所の調査を  
もとにして、食品等々、病人の食べる食品だど  
か、そういう特別用途表示の許可を厚生大臣がお  
ろす、こういうふうなことで公権力の行使の前提  
になる試験という大変重い試験を行うことになつ  
ておりました、極めて高い客観性と信頼性が必要  
ということで国家公務員の資格を与えた次第でござ  
います。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。  
私は、まず放射線医学総合研究所についてお聞  
きしたいと思つたんですが、お願いしております  
政府参考人から質問したいんですが、いらして  
いますでしょうか。要求をいたしました政府参考  
人につきましては、もう最初に確認もいたしまし  
たので、来てくださるといふことだったんです  
が……

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめてください。  
終ります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめてください。  
終ります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 速記をとめてください。  
終ります。(拍手)

(速記中止)

○委員長(吉川芳男君) 速記を起こしてください。

本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の経済産業行政のための独立行政法人化等に関する請願(第三七八号)

一、独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願(第三七七号)(第三七八号)(第三八三号)(第三九三号)(第三九四号)(第四二二号)(第四三〇号)

一、国民本位の経済産業行政のための独立行政法人化等に関する請願(第四三二号)(第四三二号)

第三六八号 平成十一年十一月十九日受理

国民本位の経済産業行政のための独立行政法人化等に関する請願

請願者 東京都北区豊島七ノ二二ノ二〇 加藤皆翁 外百四名

紹介議員 山下 芳生君

第百四十五回国会において中央省庁等改革関連法案が成立し、通商産業省は経済産業省となり、また、工業技術院研究機関、製品評価技術センター、工業所有権総合情報館、貿易保険及び通商産業研究所の独立行政法人化やアルコー専売の民営化が行われることとなった。今後、個別の独立行政法人設置法及び通商産業省所管の法律等の検討やその運営に当たっては、憲法の精神にのっとり民主、公正・中立、効率的な経済産業行政を推進し、働きやすい職場を実現するよう求める。

一、国民生活の維持・向上や中小企業の保護・育

成を重視し、健全な科学技術の発展を目指す国民本位の経済産業行政を推進すること。

二、通商産業省における組織及び事務・事業の独立行政法人化や民営化、整理統廃合に当たっては、その公共的性格を踏まえて、民主、公正・中立、効率的な行政及び研究開発を実現するとともに、働きやすい職場を確保すること。特に次の点の実現に努めること。

1 研究機関における基礎的・基盤的・独創的研究や中長期的研究を保障すること。また、研究環境を抜本的に改善すること。

2 製品評価技術センターは国民生活の安全性確保と向上を図り、そのための業務の全国展開の発展に努めること。

3 工業所有権総合情報館における工業所有権行政との一体的運営と行政サービスの向上に努めること。

4 貿易保険業務における通商政策との一体性と安定的運営を保障すること。

5 アルコー専売事業における中小業者の経営等に対する配慮と必要な経過措置を行うこと。

6 本省内部部局並びに中小企業庁、資源エネルギー庁及び通商産業局(鉱山保安監督部を含む)の組織再編に当たっては、行政サービスの維持・向上に努めること。

7 職員の労働条件に配慮し、雇用の安定及び権利の承継を図るとともに、退職の強要及び強制配転を行わないこと。

8 業務に必要な人員及び予算等を確保すること。

三、独立行政法人個別法案及び中期目標の策定並びに労働条件の具体的決定に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条を遵守し、関係職員団体等の十分な理解を求めつつ行うこと。

第三七七号 平成十一年十一月十九日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 千葉県市川市関ヶ島二二ノ二二ノ六三一 佐藤隆士 外千二百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三七八号 平成十一年十一月十九日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 茨城県つくば市松代五ノ六一八ノ二 山内泰 外七十六名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三八三号 平成十一年十一月十九日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 宮城県石巻市泉町二ノ六ノ五〇ノ二〇四 井上一文 外九十九名

紹介議員 大淵 絹子君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三九三号 平成十一年十一月二十二日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 福岡県古賀市花見東五ノ一四ノ一〇 古賀博巳 外八十二名

紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第三九四号 平成十一年十一月二十二日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 東京都小平市上水本町六ノ二〇ノ一 山川睦 外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四二二号 平成十一年十一月二十五日受理

独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原二八ノ一 西中新一 外六十四名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四三〇号 平成十一年十一月二十六日受理  
独立行政法人化における国立試験研究機関の研究労働条件の維持・向上に関する請願

請願者 愛媛県松山市古三津三ノ九ノ三三 松下義孝 外九十九名

紹介議員 須藤美也子君  
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第四三二号 平成十一年十一月二十六日受理  
国民本位の経済産業行政のための独立行政法人化等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市藤塚四四八ノ一一 泉部芳徳 外百四名

紹介議員 梶原 敬義君  
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四三三号 平成十一年十一月二十六日受理  
国民本位の経済産業行政のための独立行政法人化等に関する請願

請願者 香川県高松市西宝町二ノ一〇ノ三 渡辺浩至 外九十九名

紹介議員 三重野栄子君  
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

平成十一年十二月十四日印刷

平成十一年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D